

善隣学童クラブ運営規程

社会福祉法人 善隣福社会

平成30年4月1日改定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人善隣福祉会（以下「事業者」という。）が運営する善隣学童クラブ（以下「事業者」という。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第1項に基づき、放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

5 事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 善隣学童クラブ

(2) 所在地 熊本県人吉市瓦屋町1106番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりである。

(1) 放課後児童支援員：1名

放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。

(2) 補助員：2名

補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

ア 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

イ 開所日数は1年につき250日以上とする。

(2) 開所時間

ア 小学校の授業がある日：午後3時から午後6時まで

イ 小学校の授業の休業日(長期休暇等も含む)：午前8時から午後6時まで

ウ 土曜日：午前8時から午後6時まで

エ 延長保育：午後6時1分から午後7時まで

2 事業者は、特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、開所日及び開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 事業における支援の提供

第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者への支援の提供を行なう。

(2) その他支援に係る行事等

(支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 保護者が支払うべき額(以下「保護者負担額」という。)は、以下のとおりとする。

(入会費) 年度始め1回 1,000円

(保護者会費) 年度始め1回 500円

(保育料) 【通年】 1か月 : 6,000円

8月 : 10,000円

【日割り】 1日 : 1,000円

半日 : 500円

(兄弟姉妹減免制度)

兄弟で通年のところは、次のようになる。

① 2人の兄弟姉妹の場合

1人目 : 6,000円、2人目 : 4,000円

したがって一世帯合計 : 10,000円

② 3人の兄弟姉妹の場合

1人目 : 6,000円、2人目 : 5,000円、

3人目 : 4,000円

したがって一世帯合計 : 15,000円

ただし、8月は2人目以降の減免はなく、一律10,000円となる。

☆ 通年以外の夏休み(7月後半～8月)のみの利用は、

1人目18,000円で2人目以降が15,000円とする。

ただし、通年以外の8月のみの利用は、兄弟姉妹の減免制度はなく一律13,000円/人とする。

(延長保育) 保育園と同額となる。

利用時間 利用児数	18:01～	18:31～
	18:30	19:00
1人	300円	400円
2人	500円	600円
3人	700円	800円

- 2 第1項に規定する保護者負担額その他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対して支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(利用定員)

第8条 利用者の定員は原則35名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は人吉西小学校区とする。ただし、これを超えて利用することを妨げるものではない。

(事業の利用にあたっての留意事項)

第10条 保護者は、事業の利用にあたっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者が欠席する場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。
- (2) 感染症の発生により、他の利用者への感染の恐れがあると認められる場合は、事業所は利用者に対して休所を命ずることができる。

(緊急時等における対応)

- 第11条 支援の提供を行なっている際に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 3 事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、関係機関と協議の上、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害の対策)

- 第12条 事業者は、消火器具(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第10条第1項に規定する消火器具をいう。)等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めるものとする。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行う。

(苦情への対応)

- 第13条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45条)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力する。

(個人情報保護)

第14条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知するものとする。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

改訂履歴

改定日	施行日	主な改訂内容
H28.4.1	H28.4.1	第7条の兄弟姉妹減免制度に3人の兄弟姉妹の場合を追加。
H30.4.1	H30.4.1	第4条(職員の職種、員数及び職務の内容)第1項(1)

		<p>の放課後児童支援員の員数を1名、(2) 補助員の員数を2名に変更。</p> <p>第15条(虐待防止に関する事項)を新たに追加し、旧第15条(その他事業の運営に関する重要事項)を一条繰り下げ、第16条(その他事業の運営に関する重要事項)とする。</p>
--	--	---